



赤穂市監査委員公表第1号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定より、その結果を次のとおり公表する。

令和2年2月7日

赤穂市監査委員 寺田 榮治
同 山野 崇

令和元年度財政援助団体等監査報告

1 監査の概要

- (1) 監査の種類 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
- (2) 監査の対象 公の施設 坂越漁港小型船舶係留施設
指定管理者 特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める
会
所 管 建設経済部 産業観光課
- (3) 監査の期間 令和元年8月24日から令和2年2月6日まで
- (4) 監査の範囲 平成29年度、平成30年度の施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- (5) 主な着眼点
- ア 指定管理者
- (ア) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (イ) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (ウ) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (エ) 施設の管理に関する収支にかかる会計経理は適切に行われているか。
- ① 関係帳簿の整備、記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備、保存は適正か。
- イ 所管課
- (ア) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (イ) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (6) 監査の方法 赤穂市監査基準（平成29年監査委員規程第1号）に基づき、公の施設の指定管理者に対して、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。また、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

2 監査対象の概要

(1) 指定管理者の概要

名 称	特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会
代 表 者	理事長 中 条 博 義
住 所	兵庫県西宮市西宮浜 1 丁目 4 6 番地 1 西宮ボートパーク内

(2) 指定管理の内容

施 設 名	坂越漁港小型船舶係留施設		
所 在 地	赤穂市坂越 1 6 7 番地 4 地先		
指 定 期 間	平成 3 0 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日		
指 定 管 理 料	無料（平成 2 9 年度） 無料（平成 3 0 年度）		
指 定 管 理 に 係 る 収 支 状 況		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
	収 入	6 5 8, 9 0 0 円	6 3 6, 3 0 0 円
	支 出	8 5 8, 5 5 8 円	9 7 6, 3 6 8 円
	収 支	△ 1 9 9, 6 5 8 円	△ 3 4 0, 0 6 8 円
利 用 実 績	在隻数		
	平成 2 9 年度	1 4 隻	
	平成 3 0 年度	1 2 隻	

(3) 指定管理の業務範囲

- ア 施設の使用に関する業務
- イ 施設の運営に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ その他、施設の管理上、市長が必要とする業務

(4) 収支状況

坂越漁港小型船舶係留施設（平成 2 9 年度）

（単位：円）

項 目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)－(a)
利用料収入	735,000	658,900	△ 76,100
収入 計	735,000	658,900	△ 76,100
人件費	295,000	339,998	44,998
委託料	247,000	247,000	0

事務費	124,000	124,937	937
消耗品費	4,000	5,620	1,620
印刷製本費	8,000	5,764	△ 2,236
通信運搬費	112,000	113,553	1,553
事業費	164,000	104,610	△ 59,390
管理費	4,000	7,013	3,013
光熱水費	2,000	2,448	448
修繕料	2,000	4,565	2,565
納付金	35,000	35,000	0
支出 計	869,000	858,558	△ 10,442
収 支	△ 134,000	△ 199,658	△ 65,658

坂越漁港小型船舶係留施設 (平成30年度)

(単位：円)

項 目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)－(a)
利用料収入	737,000	636,300	△ 100,700
収入 計	737,000	636,300	△ 100,700
人件費	291,000	294,022	3,022
委託料	247,000	247,000	0
事務費	124,000	203,536	79,536
消耗品費	6,000	153,565	147,565
印刷製本費	6,000	5,412	△ 588
通信運搬費	112,000	44,559	△ 67,441
事業費	111,000	136,774	25,774
管理費	8,000	17,036	9,036
光熱水費	3,000	3,094	94
修繕料	5,000	13,942	8,942
納付金	78,000	78,000	0
支出 計	859,000	976,368	117,368
収 支	△ 122,000	△ 340,068	△ 218,068

3 監査の結果

坂越漁港小型船舶係留施設の指定管理者である特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会における出納、その他関連する事務並びに所管部局である産業観光課の指定管理者に対する指導監督状況等について監査した結果、以下のとおり改善を要する事項を記述する。

なお、監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、予備監査において指定管理者及び関係市職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

(1) 基本協定書及び管理運営基準の執行管理について

隻数の管理や利用料金に係る手続き等、基本協定書及び管理運営基準に記載された事項の基準が明確でないものや履行されていないものが見受けられた。基本協定書及び管理運営基準は指定管理業務の根本的な取り決め事項である。記載事項を遵守するとともに、市は指定管理者に対して適切な進捗管理及び指導を実施されたい。

(2) 指定管理者との業務分担について

赤穂市漁港管理条例に定められた使用の許可や使用料、占用料の減額及び免除等の事項について、市及び指定管理者のいずれが実施する業務であるか、基準が曖昧なものが見受けられた。今後は根拠法令を明確にしたうえで実施し、市は指定管理者に対して適切な進捗管理及び指導を実施されたい。

(3) 指定管理者に係る読替規定について

赤穂市漁港管理条例施行規則第4条及び様式第3号において、指定管理者に対する読替規定がなかった。施行規則の改正を行われたい。